

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の検討の概要

前回までの検討事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について、第 329 回企業会計基準委員会（2016 年 2 月 10 日）及び第 30 回専門委員会（2016 年 2 月 4 日）及び以降、5 本の実務指針を以下のように 3 本の会計基準等に移管すべく、審議を行っている。

JICPA の実務指針	移管後の会計基準等
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。） ➤ 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。） ➤ 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」（以下「税効果 Q&A」という。） 	(1) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」 	(2) 「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針（仮称）」（以下「中間税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」 	(3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）

2. このうち、法人税等会計基準については、2017 年 3 月 16 日に公表された。
3. その他の実務指針等の移管に関し、開示については、「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（案）」（以下「税効果会計基準一部改正（案）」という。）を公表することを検討している。この間、開示については、2017 年 1 月 23 日及び 24 日に、利用者、作成者および監査人にアウトリーチを実施した。

本日の検討事項

4. 本日は、以下に関する審議を行う。なお、第 359 回企業会計基準委員会及び第 51 回・第 52 回専門委員会において聞かれた意見は、審議事項(4)-7 に記載している。
- (1) 税効果会計基準一部改正（案）の文案（審議事項(4)-2）
 - (2) 税効果適用指針（案）の文案（審議事項(4)-3）
 - (3) 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」の改正文案（審議事項(4)-4）
 - (4) 中間税効果適用指針（案）の文案（審議事項(4)-5）
 - (5) コメントの募集及び公開草案の概要（審議事項(4)-6）

以 上